

第188回

近畿地方交通審議会
神戸船員部会議事録

令和6年5月24日

神戸運輸監理部

[第188回 近畿地方交通審議会 神戸船員部会議事録]

1. 日 時 令和6年5月24日（金） 15時30分から
2. 場 所 神戸運輸監理部 調停室
3. 出席者
（公益委員）奥見部会長、櫻庭委員、湊委員（欠）、石黒委員
（労働者委員）浦委員（Web）、和田委員、中野委員
（使用者委員）南委員（欠）、加藤委員、小林委員（欠）
（運輸監理部）岡村海事振興部長、土谷海事振興部次長
熊澤海上安全環境部調整官
（事務局）中江船員労政課長、江川船員職業安定係長
4. 議 事
 - （1） 管内の雇用状況等について
 - （2） その他
5. 閉 会

[議 事 概 要]

海事振興部次長

ただいまから第188回近畿地方交通審議会神戸船員部会を開催します。
部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

部会長

皆様、本日も簡潔な議事運営にご協力をお願いします。
それでは、事務局から委員の出欠状況及び資料の確認をお願いします。

海事振興部次長

本日は、公益委員1名、使用者委員2名が所用のため欠席されておりますが、オンラインでご参加されている労働者委員1名も含め、運営規則に定める『公労使委員各1名以上』並びに『全委員の過半数』の条件を充たしておりますので、本部会は有効に成立しておりますことを報告いたします。

続きまして、配布資料のご確認をお願いいたします。 資料、上から

- ・議事次第
- ・資料1 第187回神戸船員部会議事録（案）
- ・資料2 神戸管内の船員職業紹介等実績（4月分）
- ・資料3 全国の船員職業紹介実績一覧表（3月分）
- ・クリップ留め 神戸船員部会情報

本日の資料は以上となっておりますが、過不足等ございませんでしょうか。

部会長

それでは、議事に入ります。
最初に、第187回船員部会の議事録の承認について、お諮りします。
お手元に配布されています、「資料1」の議事録をご確認ください。
（案）のとおり承認してよろしいでしょうか。

（異議なし）

部会長

異議なしということで、承認されたものといたします。
続きまして、議題1の「管内の雇用状況等について」に関し、船員労政課長から説明をお願いします。

船員労政課長

それでは、資料2に基づき、神戸管内の船員の雇用状況等について簡単にご説明いたします。

3月期の新規求人件数は26件で、前月差▲12件、前年同月差+3件、月間有効求人件数は86件で、前月差▲10件、前年同月差▲22件でした。

新規求職件数は8件で、前月差▲2件、前年同月差▲7件、月間有効求職件数は23件で、前月差▲6件、前年同月差▲10件でした。

ちなみに、新規求職者の平均年齢は41.8歳、月末有効求職者の最高年齢は75歳で、3月に求職された方です。

次に、求人側から見た成立件数は2件、求職側から見た成立件数は3件でした。

詳細は、4ページにあります管内取扱求人者の成立一覧表をご覧ください。

次に4月の月間有効求人倍率は3.74倍で、前月比+0.43ポイント、前年同月比では+0.47ポイントでした。

1ページ飛ばしていただきまして、管内の求人・求職・成立の内訳をご覧ください。

新規求人26件の内訳をご報告します。

職員が24件、部員が2件、船種別では、液化ガスばら積船、ガット船、セメント船、ケミカル船、バンカー船を含む貨物船が17件、旅客船が2件、その他船舶の求人が7件でした。

甲機別では、甲板部の求人が12件、機関部の求人が14件、事務部、無線部の求人はありませんでした。

次に、新規求職者8名の内訳をご報告します。

職員が6名、部員が2名、船種別では、タンカー、LPG、ガットを含む貨物船が5名、ハーバータグを含むその他船舶が2名、漁船（かつお）を希望する方が1名でした。

甲機別では、甲板部が4名、機関部が4名、年齢構成としては、30歳未満が2名、30歳代は2名、40歳代は1名、50歳代は2名、60歳以上は1名でした。

続きまして、次のページにある新規求職者年代別離職理由をご覧ください。

求職者の離職理由のうち、本人都合は3名、会社都合は3名、乗船中が1名、未経験の方が1名おられました。

5ページにある紹介状況につきましては、後ほどご覧ください。

10ページ、資料2の最後です。

雇用保険失業等給付について、前月末現在の受給者は、1名、4月中の新規受給者は2名、受給者の減少は3名で、受給期間満了が1名、新規受給者の2名が4月1日付けで就職されたことによる減です。

結果、基本手当の支給額は、226,296円でした。

下段に記載があります就職促進給付金につきましてはさきほどの4月1日付けで就職された方に再就職手当として、2名分、合計953,327円を支給しました。

次に、資料3をご覧ください。

こちらは、本省海事局が取りまとめた全国の船員職業紹介実績一覧表になります。

全国の船員の3月分の実績は、新規求人件数が1,127件、新規求職件数が2

54件、有効求人倍率は4.32倍で、前月比▲0.12ポイントでした。
簡単ではありますが、説明は以上になります。

部会長

ありがとうございました。
ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

労働者委員

3Pの新規求職で未経験の方が1名おられますが、前職はどのような仕事をされていたのでしょうか。

もう一件は失業給付ですけど、いま一日あたりの上限が私の記憶では8,700～8,800円だったと思いますが、いま上限はそれくらいですかね。

船員労政課長

まず、未経験者の方ですが、前職は陸上職でした。これから6級航海の短期養成コースを受講されるそうです。4.5カ月のコースになりますが、修了後の就職を希望されております。

もう一点ですが、失業保険の一日あたりの上限額については正確な数字を把握しておりませんので、来月改めて回答いたします。

労働者委員

わかりました。

公益委員

4P、下の表の2番目の方、求人の方は船長で求人していて、求職の方はそうでもない、資格を持っていないような方ですが、どのようないきさつで成立となったのでしょうか。あくまで船長候補としてということでしょうか。

船員労政課長

甲板員で採用されているのですが、四国運輸局で成立したケースなので、詳細はつかめておりません。

公益委員

けっこうです。少し気になったものですから。どうもありがとうございます。

こういうことはよくあるんですか。求人票は出したけれども、該当する人がいないけれどもなんとか一人確保したいということで、やむをえずといいますか、該当しない人でも採用ということで、成立とみなすのはよくあるのでしょうか。

船員労政課長

例えば、本来3級の免状受有者を希望しているが、4級の免状受有者を採用するのは、わりとよくあるケースかと思います。なかなか希望の求人はいないが、急ぎ採用したいということはあろうかと思います。

公益委員

どうもありがとうございます。

公益委員

資料3の職業紹介実績一覧表で、有効求人倍率、ずっと高い状況が続いていると思いますけど、この背景は、求職者が減っていることとともに、求人が伸びているということですか。

表の月間有効求人数を時系列的に見ると、求人が伸びていて、一方で、求職数は減っているのので、両方影響しているということですか。

船員労政課長

全国の船員職業紹介実績一覧表を見る限り、新規求人はここ数か月、1,400～1,100～1,200件と、率的にはそれほど大きくは変わってないかと思いますが、求職者数は、最近減少傾向にあるかと思われます。

例えば、新規求職者数が昨年3月であれば347件が、今年3月では254件ですので、90件以上の数、率は減っているのかと、その辺りで有効求人倍率が上がっていると推測されます。

公益委員

新規求人数と新規求職数で見ると分かるということですか、その辺の動向は。

船員労政課長

失礼しました。月間有効求人倍率は、月間有効求人数を月間有効求職者数で割った数です。例えば4月1日に求職なり求人しますと、そこから3か月間が有効な求人・求職者数になります。

公益委員

求人も増えてるんだなという感じがしたんです。月間有効求人数を上からずっと見ると。

船員労政課長

この1年で見ますと、月間有効求人数は、ほぼ3,000件以上になっていますが、ここ数か月で急激な上昇はないかと思われます。求職者数は、少し減りつつあるか

と思われます。

公益委員

ありがとうございます。

部会長

労働者委員、質問、大丈夫ですか。

労働者委員

はい、大丈夫です。

部会長

では、私から1点だけ。先ほどの未経験の方で、陸上職で六級短期養成コース4.5か月。これを受けた後にどうなっていくか。六級の短期養成コースを受けて、求職していく流れになってますか。

船員労政課長

この方は、そのように希望されておりますが、(一般的に)そのような流れになっているかどうかはまでは把握しておりません。

部会長

未経験の方が求職されてきたときに、どういったコースとか、どのような経験を積んで就職していくのか、そういうルートも今後あるのかなと思ひまして、質問したんです。

船員労政課長

未経験の方は、基本的には乗船履歴等ございませんので、部員(甲板員、機関員等)として就職されるのが一般的です。

この方は、経験等をつけたうえで就職したいという希望から、今回のコースを選択されたのだと思われます。

部会長

ありがとうございました。

ほかに、ご意見、ご質問等はあるでしょうか。

労働者委員

もう一点、よろしいですか。また、未経験の話ですけど、ここに載るということ

は、正式に求職したい人が載るわけじゃないですか。

それ以外に未経験の方で、問合せを含め、最近、陸上から船乗りに転職したい人が増えたという感覚はありますか。

船員職業安定係長

結構多いですね。

労働者委員

そうですね。以前から比べたら、問合せが増えて、それが先に進んだら、こういう形で実際に数字に載るわけじゃないですか。最近は海事系への転職を考えてる人が増えてきているというイメージですか。

船員職業安定係長

最近は月に一回ぐらいの頻度で問合せはあります。

船員労政課長

以前はそんなにもなかった。

船員職業安定係長

以前と今すぐに比較するのは難しいので、わかりません。

海事振興部次長

以前はそんなに多くはなかったです。

労働者委員

そうですね。

労働者委員

話を割って、すみません。陸上から船に来るということは、厚生労働省のハローワークから来るという感覚になる。厚生労働省のハローワークでも海上労働の求人求職が載ってますよね。ハローワークから運輸局に対する紹介なり、問合せだったりはあるのですか、実態として。

船員職業安定係長

あるにはありますけど、一番多いのは、求職者から直接当課へ問い合わせされることのほうが多いです。

海事振興部次長

あとは、例えば港湾で働いて、船員さんと普段からお話する機会があって、そういう職業を知って、興味を持たれるみたいなことも過去にはありました。

労働者委員

厚生労働省のハローワークのシステム上でいくと、船員の労働はこういうのがありますよといった場合に、厚生労働省のハローワークで見た人が、直接会社へ問い合わせできるものなのか、運輸局を経由して問い合わせることになるのか、実態としてはどういうシステムなの。

海事振興部次長

ハローワークでは船員の職業の求人が見られないです。

労働者委員

直接は見られない。
どこの会社がどうというのではない。

海事振興部次長

そうです。ただし、ネットで広く一般の方も見られるシステムはあります。

労働者委員

厚生労働省のハローワークのネットシステムの中で見られますよね、厚生労働省のハローワークのこと。

船員職業安定係長

海のハローワークネットのことであれば見られます。

労働者委員

厚生労働省のハローワークで、一般人が問合せをするときに、直接、船社さんへ連絡するのか、それとも運輸局経由になるのかは。

船員職業安定係長

直接ですね。当課に求職票を出した上で、にはなるんですけど、出した上で直接、求職者の人から船会社に連絡してもらいます。

労働者委員

そもそも船社さんが運輸局へ来て、これを厚生労働省のハローワークでも提示したいといった整理が運輸局で行われてから厚生労働省のハローワークに載るのでし

よう。なのに、厚生労働省のハローワークから直接船社さんに行くことはあるのか。厚生労働省のハローワークへ掲示するときの前提条件が、運輸局である程度、精査してから載るんじゃないですか。

船員職業安定係長

船会社さんが、まずうちに求人票を出してもらって。

労働者委員

陸上からも採用したいので、厚生労働省のハローワークで掲示することもお願いしますといった場合に、運輸局から情報提供され、厚生労働省のハローワークに載るのですよね。

船員職業安定係長

当課に求人票が提出された際に内容に問題ないかチェックをします。

労働者委員

その後、厚生労働省のハローワークで見た人が問い合わせするのは、運輸局を経由しないで問い合わせるのか、それとも直接問い合わせるのか。

海事振興部次長

電話番号が載ってない。

船員職業安定係長

ハローワークって、陸上のハローワークのことですか。

労働者委員

そうです。

海事振興部次長

陸上のハローワークでは、船員の情報は見られないです。

労働者委員

見られない。

海事振興部長

職業紹介できないでしょう。

海事振興部次長

そうです。

労働者委員

たしか、四年ぐらい前、船員の求人も厚生労働省のハローワークで見られるシステムに設定されたのではないですか。

海事振興部次長

それはネットで閲覧可能な情報です。一般で閲覧できます。

労働者委員

厚生労働省のハローワークに行って、コンピューターシステムがあつて、そのこの1ページ目には海の仕事があつて、そこを開くと海の仕事を見られるようになっていますが。船社さんが陸上からも採用したい場合であれば、そこへ掲載するためには、運輸局へ来て、法律が違いますから、一応整理した上で、厚生労働省のハローワークで閲覧できるシステムだったと思いますけど、そのようなシステムはないということによろしいですね。

海事振興部次長

「ハローワーク」が、厚生労働省の窓口のハローワークとネットで閲覧できる海のハローワークと、混同してしまっているようなところがあると思います。

労働者委員

運輸局のキオスク端末じゃなくて。

海事振興部次長

向こうのということですね。

労働者委員

厚生労働省のハローワークにはないと。

海事振興部次長

連動してないと思うんですが、確認します。

労働者委員

いいですよ、また確認してもらっても。そこを整理できないと、意味がよく分からないね。

海事振興部次長

船員法適用の求職者に関しては、運輸局で手続きします。同じ船乗りでも、船員法適用外の場合は。

労働者委員

船員法適応だけども、ここの窓口に提出した上で、厚生労働省のハローワークへも募集を広めたい場合には、厚生労働省との管轄の差はあるけど、連携事業の中で、厚生労働省のハローワークでは、そういった情報が見られないということですか。

海事振興部次長

情報共有をすることはありますので、そこをまた改めて、正式な言い方に整理させていただきたいと思います。

労働者委員

僕は、実際に厚生労働省のハローワークへ行って、コンピューター上に、海の仕事はありますというところをクリックしたことがあるのだけど、神戸運輸監理部ではその扱いは、ないということによろしいですね。

海事振興部次長

そこを次回までに確認させていただけないでしょうか。こちらではむこうの窓口の端末が分かりません。

労働者委員

厚生労働省のハローワークで見てきたんやけどね。

海事振興部次長

すみません。改めてこちらでも、もう一度回答を精査したいと思います。

部会長

よろしいですか。

労働者委員

はい。

部会長

ほかにはないようでしたら、議題（２）、その他に移ります。委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いします。

公益の委員の方、いかがですか。

(公益委員なし)

部会長

労働者委員は、いかがでしょうか。

労働者委員

多分、この後で、資料についての資料説明があるのかなと思っていますけど、資料で質問があるのですが。よろしいですか。

海事振興部次長

はい。

労働者委員

船舶安全法施行規則等の一部改正をする法律省令案について、背景を見てみますと、海上における人の命の重さと安全については差別があってはならないという考え方は、そのとおりだなと思っているのですが。

ここで、洋上風力に特定して、そこへ送る人については産業人員としてカウントします。一方で、何の作業と捉まえていいのかは別にして、海上土木へ輸送する人については、旅客という形で、今、そこに書いていると思いますが、海上風力に特定して産業人員にする、産業人員とは一体どのような範疇になるのか。人の命の重さを差別するようなことでなければいいのですが、なぜ、ここで産業人員という取扱いにしたのか、分かれば教えていただけたら。

本省へ聞けというなら、聞かざるを得ないのだけれども、疑問に思ったので、この辺が分かれば教えてください。僕は不勉強なので、産業人員って初めて聞いたな、と。

海事振興部長

では、私から説明させていただきます。今回の洋上産業人員に関する改正ですが、IMOにて、SOLAS条約の改正の審議がされておりました。背景としては、欧州域内の洋上風力や、石油掘削の洋上施設などの新設、あるいはメンテナンスを行う作業員について、例えばある国から沖の施設に行って、そこから違う国に戻ってくる等の国際航海に従事する船舶で、13人以上を運送する場合は旅客船としての安全基準がSOLAS条約上要求されているところ、業界から、国際航海をするにあたって、産業人員はすでに、船員が受けている生存訓練や防火・消火訓練といったSOLAS条約6章基本訓練に相当する訓練を既に受けているので、船員に準じる者として貨物船で運送することはできないのか、という提案がありました。作業員の輸送力不足を懸念していた欧州各国からの強い要望で審議入りしたのですが、条約上の非強制要件ではなく強制要件とすべき、という結論に至り、SOLAS条約の強制要件として

改正され、附属コードが新設されました。

強制要件ですので、条約担保措置が必要となり、今般、船舶安全法の施行規則を改正することになりました。

産業人員は英語でIndustrial Personnel、I Pという英語の訳になっております。

旅客船ではなく貨物船としての安全要件となる一方で、I P船には、I Pへの訓練に加えて、旅客船にはない安全に移乗するための設備が措置されることとなります。

これらを規定した改正SOLAS条約を批准するための施行規則の改正となっております。

労働者委員

中身は分かりました。批准したので、それを明文化して整理したという話。いろいろ気になるところもあるけど、海猿だったら、このメンバーになるということですか。

海事振興部長

海猿とは。

労働者委員

海猿みたいに訓練を受けた人やったら。保安部のそういう訓練を受けた人やったら、産業人員とかになる。

海事振興部長

産業人員としての訓練に何が当たるのかというのは、条約上。

労働者委員

そういう免許があるのですか、I Pに。

海事振興部長

条約上、例えば船員が受けているSTCW条約6章の精通訓練のほか、基本訓練に相当する、防火・消火、飛び込みなどの生存訓練を受けているか、または同等の業界標準の訓練を受けている者が相当しますが、それは各主管庁が決めることができますようになっています。

労働者委員

分かりました。

部会長

ほかに、使用者委員はいかがでしょうか。

(使用者委員なし)

部会長

行政はいかがでしょうか。

海事振興部次長

私からご説明させていただきます。

前回の4月の部会におきまして、部会資料の一部で、女子生徒が3分の1在籍する商船高専はどこかというご質問がありました。

労働者委員

富山だったね。

海事振興部次長

おっしゃるとおりで、各校のホームページを確認したところ、やはり富山高専であることが確認できました。

労働者委員

富山は多かったよ。

海事振興部次長

ちなみに、現在、この学校のホームページで公開されているのが、1年前の令和5年5月現在の学生数でしたが、商船高専及び専攻科の生徒246名中、女子生徒が72名で、約29%という比率になっておりました。特に、女子生徒の在籍比率が最多となっているのは、今年度の実習生になる6年生で、42名中、女子生徒が18名で、約44%になります。

なお、今年度は、学生数まだ未公表になっていますが、入学した生徒の比率を学校に聞いてみましたところ、商船学科に入学した1学年40名のうち、女子生徒さんは19名という回答でしたので、併せてご報告させていただきます。

労働者委員

女性が多い要因って、何かあるのですか。島じゃないからですか。

海事振興部長

これは商船学科だけではなくて、前回、お話ししましたが、国際学科が非常に人気が高くて、女性比率が高いそうです。商船という名称から、富山高専となったこともあるかもしれません。

労働者委員

要因的には何かあるのですか、具体的に。

いろいろ僕も前回以降調べると、離島にあるような学校になっていくと、女性の比率が少なくなっていくという状況だなという感覚を得たのですが、そういうことはないですか。

海事振興部長

富山と鳥羽以外は島にありますね。

労働者委員

そうですね。

海事振興部長

富山同様、鳥羽の女性比率が高いかという、そうでもなく。

海事振興部次長

鳥羽より大分高いですね。

労働者委員

不便なところほど、女性が少ないなというイメージだったのですが、そんなことはないですか。

海事振興部次長

あまり他の学校は差がなくて、女性との率は15～17%の間という感じでした。

労働者委員

あとは不便なところにありますよね。便利がよくないと、女性はなかなかそういった道へ進みにくいのかなという気はしたのですが。

交通の便から何から考えてくると、不便なところは駄目なのかな。今後、商船を建て直す時には、もう少し利便性を考えて頂くと、人が増えるんじゃないかなという気がします。

以上です。

海事振興部次長

引き続きまして、部会資料のご説明をさせていただきます。

パブリックコメントを現在、2件募集されておりまして、1件が、先ほど委員からご質問のあった船舶安全法の省令に関するものです。もう一点が、船員法の対象船舶において、船舶所有者は、その船舶の区分において、大臣が告示で定める数量

の医薬品や衛生用品を備え置くことが義務づけられておりますが、今般、その衛生用品の告示の品目リストを、現状に即したものにするためのワーキンググループにおいて取りまとめられた報告書の内容を踏まえた告示改正を行おうとするものです。2.の概要にございます別紙1、別紙2は、告示の甲種衛生用品表を指しております。

次に、プレスリリースについてご説明いたします。

3枚目、神戸運輸監理部のプレスで、5月21日付発表の、能登半島地震で災害支援活動に尽力いただいた海運事業者へ海事局長から感謝状を贈呈するものです。本年元日に発生しました能登半島地震において、被災地の復旧・復興のために海上輸送に当たっていただいた海運事業者の功績をたたえるものでありまして、裏面に同日付の本省海事局プレス記事がございます。監理部の管内事業者を含めて、全国で5社に対して局長から感謝状が贈られます。

2点目、本省プレス発表で、船員労働災害防止優良事業者の令和6年度募集を開始するというものです。毎年同時期に船員の労働災害防止に向けた船舶所有者などの自主的な取組を促進するために、労働災害防止に優れた成果を上げている船舶所有者を優良事業者として認定し、9月の船員労働安全衛生月間において表彰等を行う予定となっております。神戸運輸監理部におきましても、関係団体を通じて募集の呼びかけを行っているところでございます。

以降につきましては、毎回同様、スクラップ記事と3月分の内航海運輸送動向、4月分の月例経済報告となっておりますので、後ほど、ご確認いただけますと幸いです。

事務局からは以上です。

部会長

ただいま、事務局から船員部会情報の説明につきまして、委員の皆様からご意見等がありましたら、お願いします。

海事振興部長

衛生用品の話ですが、無線医療の際、医師が常用している薬品がリストに無く搭載されていないという話がありましたので見直しを行いました。また、縫合に関しては、基本である針と糸で行っていましたが、医療の現場では手術用ステープラを使用していますので、今回追加で導入されております。

部会長

特にございませんか。

(なし)

部会長

なければ、進行を事務局にお返しします。

海事振興部次長

部会長、議事進行をありがとうございました。

では、次回の船員部会ですが、6月28日金曜日の15時半から、この場所で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の部会は、これで終了させていただきます。ありがとうございました。